

情報アクセシビリティ自己評価様式に関する 情報提供

株式会社野村総合研究所
コンサルティング事業本部

2023年3月23日

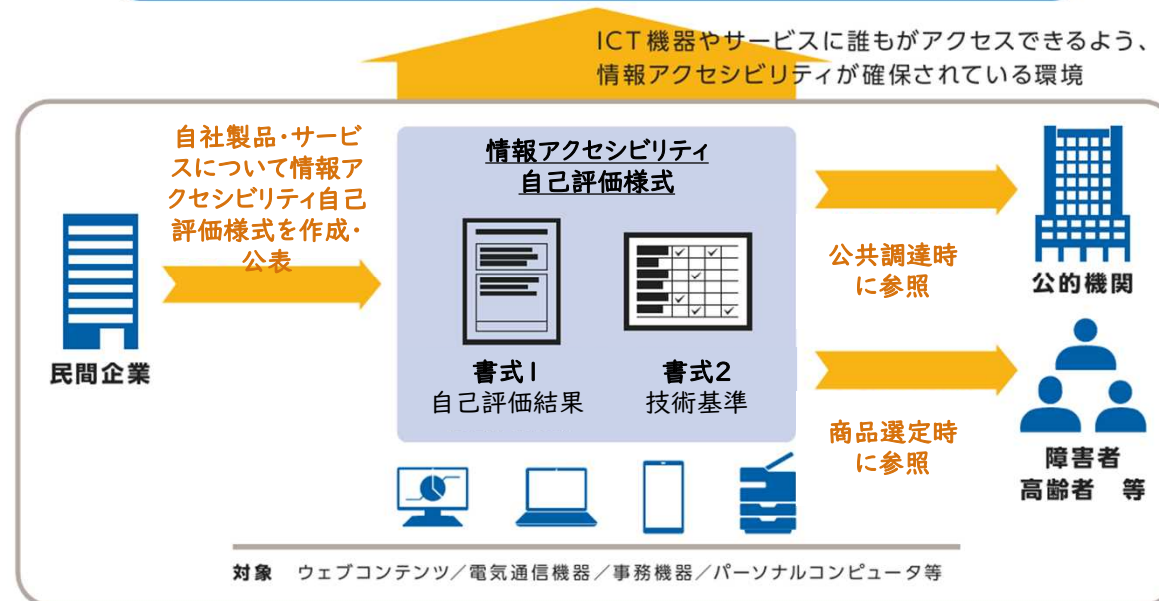


1. 背景

- 「デジタル活用共生社会の実現に向けて～デジタル活用共生社会実現会議 報告～」（平成31年4月、総務省・厚生労働省）において提言された「情報アクセシビリティ基準適合に関する自己評価の仕組み」の導入に向け、総務省では「情報アクセシビリティ自己評価様式（通称：日本版VPAT）」の検討を進めてきた。
- 情報アクセシビリティ自己評価様式は、企業等が自社のICT機器・サービスについて情報アクセシビリティ確保の状況を自己評価した結果を公表し、企業・公的機関や当事者がICT機器・サービスを選択する際の参考としていただく仕組み。
- 本様式の導入により、ICT機器・サービスの情報アクセシビリティ確保を促進することを目的としている。

<情報アクセシビリティ自己評価様式の導入により目指す社会>

誰もがデジタル活用の利便性を享受し、豊かな人生を送ることができる社会の実現



2. 情報アクセシビリティを確保していないために生じる問題

- デジタル時代において、様々な手続きやコミュニケーションがオンライン上で実装されることが増える一方で、ICT機器・サービスを提供する側が情報アクセシビリティへの配慮を怠ると、住民が目的の情報にたどり着けない、必要な手続きが行えないといった問題が発生することが懸念される。

<情報アクセシビリティが確保されていないことで生じる問題例>

庁舎内



住民票や印鑑証明等を発行するキオスク端末がタッチパネルのみで音声ガイドが設定されていないために、視覚に障害がある場合、誰かの手を借りないと個人情報を取得できない

イントラネットや庁内システムのウェブアクセシビリティ確保が不十分なために、障害を有する職員が業務を遂行するにあたって不便を感じる



学校



学校でタブレット端末が配布されたが、普段パソコンで使用しているスクリーンリーダーや拡大ソフト等のソフトウェアが使えず、他の学生と同様に授業を受けられない

その他



PDFのダウンロードによる情報提供がなされる場合、スクリーンリーダーで読み上げられないために、視覚に障害があると情報が取得できない（例：避難地図、施設の予約状況、手続き書面）



手続きに際して画像認証が求められる場合があり、視覚に障害がある場合、一人では手続きを完了できない

議会の中継等の動画に字幕がないため、聴覚に障害がある場合に、取得できる情報に格差が生じる



4. 情報アクセシビリティ自己評価様式の作成手順

Step 1 ICT機器・サービスの選定

- 情報アクセシビリティ確保の状況について評価を行うICT機器・サービスを選定します。

Step 2 技術基準の選択及び本基準に基づく評価（「書式2 技術基準」）

- 情報アクセシビリティ確保の状況について評価を行うために用いる技術基準を選択します。技術基準は以下に示す3つの選択肢があります。
- 原則、日本のJIS X 8341を技術基準として使用してください（パターンA）。

パターンA
技術基準として
JISx8341を
使用

パターンB
技術基準として
米国リハビリテー
ション法508条技
術基準を使用

パターンC
技術基準として
EN規格 (EN 301
549) を使用

Step 3 「書式1 自己評価結果」の作成

- 「書式2 技術基準」における評価結果を参照しながら、「書式1 自己評価結果」を作成します。

Step 4 (任意) 公開

- 「書式1 自己評価結果」及び「書式2 技術基準」を、企業のwebサイトなどで公開してください。企業による公開事例の中から好事例について、総務省は政府のwebサイトにおいて紹介する予定です。

4. 情報アクセシビリティ自己評価様式の作成手順

Step 2 技術基準の選択及び本基準に基づく評価(「書式2 技術基準」)

- 評価対象となるICT機器・サービスに該当するJIS X 8341を選択してください。
※製品群に合致しない場合は、要素が含まれるJISを組み合わせる。

JIS(x)8341	製品群
JIS(x)8341-1:2010	共通指針
JIS(x)8341-2:2014	パーソナルコンピュータ
JIS(x)8341-3:2016	ウェブコンテンツ
JIS(x)8341-4:2018	電気通信機器
JIS(x)8341-5:2022	事務機器
JIS(x)8341-6:2013	対話ソフトウェア
JIS(x)8341-7:2011	アクセシビリティ設定

- 総務省がwebサイトにて公開しているExcel資料「書式2 技術基準」より、該当するJIS X 8341のシートを探してください。各シートでは、技術基準として具体的な多くの項目が示されています。
- 各項目に対して、貴社のICT機器・サービスの適合状況の評価し、その結果を「企業評価欄」にて、「○」「×」「- (対象外)」で記載します。
- 対応している場合は「○」、対応していない場合は「×」、対応する必要がない場合は「- (対象外)」を記載ください。補足すべき事項があれば備考欄に記載してください。

「書式2 技術基準 (JIS X 8341)」の構成

様式作成時の技術基準 (JISx8341シリーズ (JISx8341-3:ウェブコンテンツ))			企業評価欄												
章・項・節	項目名	規格内容	評価	備考	視力なしでの使用 (全脚)	視力なしでの使用 (脚)	色覚なしでの使用 (全色)	聴力なしでの使用 (全音)	視力なしでの使用 (脚)	聴覚なしでの使用 (全音)	視力なしでの使用 (脚)	聴覚なしでの使用 (全音)	視覚・聴覚の両方での使用	音声・画像の両方での使用	音声・画像・触覚の両方での使用
1	知覚可能な原則	情報及びユーザインタフェース、コンポーネントは、利用者が知覚できる方法で利用者に提示可能でなければならない。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1.1	代替テキストのガイドライン	全ての非テキストコンテンツには、拡大印刷、点字、音声、シンボル、平易な言葉などの利用者が必要とする形式に変換できるように、代替テキストを提供する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1.1.1	非テキストコンテンツの達成基準	利用者に提示される全ての非テキストコンテンツには、同等の目的を果たす代替テキストが提供されている。ただし、次の場合は除く(レベルAA)。 a) コントロール及び入力 非テキストコンテンツが、コントロール又は利用者の入力を受け付けるものであるとき、その目的を説明する名前(name)を提供している。コントロール及び利用者の入力を受け付けるコンテンツに関するその他の要件は、4.1 参照。 b) 時間依存メディア 非テキストコンテンツが、聴覚に依存したメディアであるとき、代替テキストは、少なくとも、その非テキストコンテンツを識別できる説明を提供している(MEDIAに関するその他の要件は、1.2 参照)。 c) ロボット 非テキストコンテンツが、テキストで提示されると無効になるテキスト又は画像のとき、代替テキストは、少なくともその非テキストコンテンツを識別できる説明を提供している。 d) 感情的 非テキストコンテンツが、特定の感情的体験を創り出すことを意図しているとき、代替テキストは、少なくともその非テキストコンテンツを識別できる説明を提供している。 e) CAPTCHA 非テキストコンテンツが、コンピュータでは人間がコンテンツにアクセスしていることを確認する目的で用いられているとき、代替テキストは、その非テキストコンテンツの目的を特定し、説明して、かつ、他の感覚による範囲に対応して出力するCAPTCHAの代替形式を提供する。	-	-	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
1.2	時間依存メディアのガイドライン	時間依存メディアには代替コンテンツを提供する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1.2.1	音声及び映像だけ(収録済み)の達成基準	収録済みの音声しか含まないメディア及び収録済みの映像しか含まないメディアは、次の事項を満たしている。ただし、その音声又は映像がメディアによるテキストの代替であって、メディアによる代替であることが明確にラベル付けされている場合は除く(レベルAA)。 a) 収録済みの音声しか含まない場合 時間依存メディアに対する代替コンテンツによって、収録済みの音声しか含まないコンテンツと同等の情報を提供している。 b) 収録済みの映像しか含まない場合 時間依存メディアに対する代替コンテンツ又は音声トラックによって、収録済みの映像しか含まないコンテンツと同等の情報を提供している。	-	-	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
1.2.2	キャプション(収録済み)の達成基準	同期したメディアに含まれている全ての収録済みの音声コンテンツに対して、キャプションが提供されている。ただし、その同期したメディアがメディアによるテキストの代替であって、メディアによる代替であることが明確にラベル付けされている場合は除く(レベルAA)。	-	-	-	-	-	●	●	●	●	●	●	●	●

4. 情報アクセシビリティ自己評価様式の作成手順

Step 3 「書式1 自己評価結果」の作成

情報アクセシビリティ自己評価様式 (様式1 自己評価結果)

作成日: 年 月 日

企業・団体名		製品画像
ICT機器・サービス名称		
型番		
ICT機器・サービス概要		
問合せ先		
ウェブサイトURL		

機能性能	配慮対象項目	評価結果	概要
視力なしでの使用 (全盲)	製品・サービスが視覚的な操作モードで提供される場合、視力を必要としない操作モードが用意されているか		
	限られた視力での使用 (弱視、ロービジョン)		
色知覚なしでの使用	製品・サービスが視覚的な操作モードで提供される場合、色知覚を必要としない操作モードが用意されているか		
	聴力なしでの使用 (全ろう)		
限られた聴力での使用 (難聴)	製品・サービスが聴覚的な操作モードで提供される場合、聴力を必要としない操作モードが用意されているか		
	発話能力なしでの使用		
発話能力なしでの使用	製品・サービスが発話による操作モードで行われる場合、音声入力を必要としない操作モードが用意されているか		
	限られた器用さ又は力での使用		
限られた手の届く範囲での使用	製品・サービスが手の動作を必要とする場合、細かい運動制御等を必要としない操作モードが用意されているか		
	限られた手の届く範囲での使用		
限られた手の届く範囲での使用	製品・サービスが手動による操作モードで提供される場合、手の届く範囲で、かつ限られた力に対応可能な操作モードが用意されているか		
	光の点滅による影響の最小化 (光感受性発作)		
光の点滅による影響の最小化 (光感受性発作)	製品が視覚的な操作モードで提供される場合、光感受性発作を引き起こすリスクを最小化するための配慮がなされているか		

- 「(2) 技術基準の選択及び本基準に基づく評価(「書式2 技術基準」)」の結果を参照し、「書式1 自己評価結果」(以下、「書式1」)の「評価結果欄」を記載。
- このとき、配慮対象項目と技術基準の項目との関係性において「●」がついている該当項目の適合状況を踏まえ、下表判断基準にしたがってください。

技術基準に対する適合状況	評価結果欄
技術基準の該当項目の全てに適合している	対応している
技術基準の該当項目の一部に適合している	部分的に対応している
技術基準の該当項目に適合していない (適合することが望ましいが現時点で適合できていない)	対応していない
技術基準の該当項目に適合していない (ICT機器・サービスの特性において、適合する必要がない)	対応する必要がない

- 各配慮対象項目における「概要」欄には、それぞれの判断理由を記載。
- なお、概要欄では、JIS X 8341が定める技術基準の項目以外に、情報アクセシビリティ確保に対して配慮している事項があれば追記いただいても構いません。また、その他アピールしたい事項、新しい支援技術や代替手段に関する事項があれば、追記いただいても構いません。

評価結果欄	概要欄の記載内容
対応している	— (記載不要)
部分的に対応している	対応していない事項を記載
対応していない	— (記載不要)
対応する必要がない	なぜ対応する必要がないか、理由を簡単に記載

4. 情報アクセシビリティ自己評価様式の作成手順

その他の欄の書き方や詳細は、「[情報アクセシビリティ自己評価様式の作成ガイドブック改訂版](#)」を確認してください。

情報アクセシビリティ自己評価様式 の作成ガイドブック

改訂版（案）

- 総務省HPにおいて、様式等を公開しています。

The screenshot shows the homepage of the Ministry of Internal Affairs and Communications (MIC). The navigation menu includes: 総務省の紹介, 広報・報道, 政策, 組織案内, 所管法令, 予算・決算, 申請・手続, 政策課. A red arrow points to the breadcrumb trail: 総務省トップ > 政策 > 情報通信(ICT政策) > ICT利活用の促進 > 情報バリアフリー環境の整備 > ICTアクセシビリティの推進. The main content area is titled 'ICTアクセシビリティの推進' and lists several items, with 'アクセシブルなICT機器普及等' and '情報アクセシビリティ自己評価様式' highlighted with a red box.

- 作成・活用方法に関する相談窓口を設置しています。

<情報アクセシビリティ自己評価様式の作成・活用方法についての相談窓口>

株式会社野村総合研究所

メール : vpat-support(atmark)nri.co.jp ※(atmark)を@に置き換えてください。

The text is framed by two decorative swooshes. The top swoosh is a gradient bar transitioning from blue on the left to red on the right. The bottom swoosh is a solid blue bar.

Share the Next Values!